

各自治体の文化振興計画例（目次）

■舞鶴市文化振興基本計画（2016）

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画の対象とする文化の領域

第2章 文化の振興とあり方

- 1 舞鶴市の文化・現状と課題
- 2 文化のあり方と文化振興の主体

第3章 舞鶴市の文化振興の理念

- 1 文化振興条例の目的と基本理念
- 2 文化振興の理念
- 3 文化振興の柱

第4章 文化振興の基本方向と施策

- 1 文化振興の基本方向と施策
 - (1) 文化に参加する
 - (2) 文化を創造する
 - (3) 文化でつながる
 - (4) まちづくりに文化を活かす
 - (5) 舞鶴らしい文化を発信する
 - (6) 文化の育つしくみをつくる
- 2 文化振興にあたって重点的に取り組む項目

第5章 計画の進行管理

- 1 計画の推進
- 2 計画の進行管理

■伊賀市文化振興ビジョン（2019）

第1章 策定にあたって

[趣旨]

- 1 ビジョンの位置づけ
- 2 ビジョンの期間
- 3 ビジョンで取り上げる「文化芸術」の範囲
- 4 ビジョンの対象と広域的な視点

第2章 伊賀市の文化芸術の特性（背景と課題）

[背景]

[課題]

- 1 文化芸術に触れる機会の提供と充実（文化権の保証）
- 2 子どもが文化芸術に触れる機会の拡充
- 3 人材の発掘・育成・支援
- 4 文化芸術環境の整備
- 5 歴史遺産・文化財の保護と活用・継承

- 6 文化芸術に関する情報発信の充実
- 7 文化芸術を活用した社会的課題の解決

第3章 伊賀市がめざす姿

◎基本理念

◎基本方針

[各主体の役割]

- 1. 市民
- 2. 地域
- 3. 行政
- 4. 事業者
- 5. 公益文化団体

[各主体の協働]

[ビジョンの推進に向けて]

- 1 伊賀市文化振興条例の制定
- 2 伊賀市文化振興審議会の設置
- 3 伊賀市文化振興プランの策定

■近江八幡市文化振興基本計画（2016）

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

- 1 策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 文化の範囲

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 基本方針
- 4 文化振興をめぐる現状と課題
- 5 文化振興の体系

第2編 施策の展開

第1章 文化的都市景観の形成

- 1 文化的な環境・景観の保全と継承
- 2 歴史、文化と調和のとれたまちづくり
- 3 地域文化の継承と発展

第2章 歴史的文化遺産の保存と継承

- 1 伝統文化の保存と継承
- 2 文化財の保存と活用

第3章 文化交流と地域産業の振興

- 1 文化交流の促進
- 2 地域資源を活かした産業や観光の振興

第4章 文化芸術創造都市の創造

- 1 多様な文化活動の推進
- 2 文化の情報の収集と発信

第5章 文化活動の担い手の育成

- 1 文化を創造する人材の育成
- 2 文化によるまちづくり

- 第6章 協働の仕組みづくり
 - 1 文化施設の有効活用
 - 2 市民との協働
- 第7章 計画の推進
 - 1 推進体制
 - 2 審議評価組織 3 重点事業の設定 第3編資料
- 第3編 資料

■奈良県文化振興大綱（2017）

序章

第I章 大綱の趣旨

- 1. 文化芸術振興基本法に規定される文化振興における県の役割
- 2. 教育基本法に規定される文化振興における県の役割
- 3. 大綱の位置付け
- 4. 大綱の趣旨及び基本的な考え方
 - (1) 趣旨 (2) 適用期間 (3) 大綱の活用
 - (※) 主要用語の定義等

第II章 現状と課題

- 1. 歴史文化資源活用分野
 - (1) 歴史文化資源を活用して県が取り組んできたこれまでの主な施策・事業
 - (2) 歴史文化資源に関する情報の集積について
 - (3) 歴史文化資源に関する説明手法について
 - (4) 県立歴史文化資源活用関連施設の状況
 - (5) 県立を除く歴史文化資源活用関連施設の状況
 - (6) 課題分析のまとめ（留意点）
- 2. 芸術文化振興分野
 - (1) 芸術文化に関する県民意識
 - (2) 芸術文化振興に関して県が取り組んでいる主な施策・事業
 - (3) 県立芸術文化関連施設
 - (4) 市町村立芸術文化関連施設
 - (5) 課題分析のまとめ（留意点）

第III章 現状・課題分析を踏まえた本県の文化振興施策の方向性

- 1. 歴史文化資源活用分野
 - (1) 施策対象のデータベース化
 - (2) 補助金を通じた整備・活用の支援体系の再構築
 - (3) 情報発信強化
 - (4) 国際展開
 - (5) 地域交流
 - (6) 人材育成
 - (7) 他の行政分野における歴史文化資源活用の観点への留意
- 2. 芸術文化振興分野
 - (1) 県民意識の醸成（文化力の向上）
 - (2) 伝統的な文化の継承・発展・保存
 - (3) 情報発信強化
 - (4) 人材育成
 - (5) 補助金等を通じた芸術文化活動支援

3. 歴史文化資源活用及び芸術文化振興両分野に関わる施策分野
- (1) 地域の特徴を活かした広域的な文化振興の考え方
 - (2) (仮称) 奈良県国際芸術家村の整備
 - (3) 県内文化振興関連施設の役割と連携

■藤沢市文化芸術振興計画（2018）

第1章 藤沢市文化芸術振興計画の策定にあたって

- 1 藤沢市文化芸術振興計画策定の趣旨
- 2 法律及び他計画等との関係
- 3 本計画で対象とする文化芸術の範囲について
- 4 計画期間等について
 - (1) 計画期間
 - (2) 進行管理

第2章 藤沢市の文化芸術について

- 1 藤沢市の文化芸術の特色・現状について
 - (1) 芸術文化について
 - (2) 生活文化について
 - (3) 歴史・景観文化について
- 2 藤沢市における文化芸術振興にあたっての課題
 - (1) 文化芸術を担う人材の育成
 - (2) 文化芸術にふれる機会の拡充
 - (3) 文化芸術を支える拠点の整備
 - (4) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした文化の発信
 - (5) 新たな文化の創造

第3章 藤沢市文化芸術振興計画の構成

- 1 基本理念
- 2 基本目標及びその実現のための方法
 - 基本目標 1 藤沢の特性を生かした文化芸術の振興を図ります
 - 基本目標 2 市民主体の文化芸術活動をさらに活発にしていきます
 - 基本目標 3 歴史的、文化的資源の保存、活用を図り、次世代に継承します
 - 基本目標 4 オリンピック・レガシーを次世代へ継承します
- 3 藤沢市文化芸術振興計画の概略図
- 4 各基本目標の施策ごとの取組

■第2次堺市文化芸術推進プラン（2013）

I 第2次文化芸術推進プラン策定の背景

- 1. 策定の趣旨
- 2. 堺市の文化振興の現状と課題
 - (1) これまでの取り組みと現状
 - (2) 堺市の文化振興の課題
 - ①文化芸術にふれる機会の拡充
 - ②歴史文化資源を活用した都市魅力の発信

II 第2次文化芸術推進プランの基本的な考え方

- 1. 計画の位置付けと期間
- 2. 堺がめざす姿
- 3. 基本方針

4. さまざまな主体の役割
5. 文化施設の役割
6. 堺フィールドミュージアムと文化的中枢エリア
 - (1) 堺フィールドミュージアムの推進
 - (2) 文化的中枢エリアの形成と地域文化の振興
 - ① 2大シンボルゾーンの形成
 - ② 各区域における文化の振興

Ⅲ 2つの柱と取り組み内容

1. 計画の体系
2. 取り組み内容
 - (1) 文化芸術の担い手を育成する
 - 施策1-1 文化芸術を体感する機会を創出します
 - 施策1-2 子どもたちが文化芸術に親しむ機会を拡充します
 - 施策1-3 堺から新進アーティストを発掘します
 - (2) 堺らしい文化を創造・発信する
 - 施策2-1 歴史文化資源を活用します
 - 施策2-2 堺が輩出した先人を顕彰します
 - 施策2-3 堺の都市魅力を全国に発信します
 - 施策2-4 中枢文化施設から市民の文化を育みます

Ⅳ プラン進行管理システムの構築

■ 芦屋市文化振興基本計画（2017）

第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の概要
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本目標
 - (3) 市民及び事業者の役割
 - (4) 市の役割及び責務
 - (5) 計画期間
- 3 計画の対象となる文化
- 4 進行管理

第2章 本市における文化をとりまく現状と課題

- 1 統計データからみる現状
 - (1) 人口及び平均世帯人員の推移
 - (2) 将来推計人口の推移
 - (3) 豊かさに関する世論調査
- 2 第1次基本計画（平成24年度から平成28年度まで）に関する総括
 - (1) 第1次芦屋市文化振興基本計画の推進における課題
 - (2) 第2次芦屋市文化振興基本計画において考慮すべき点
- 3 ヒアリングからみる現状
 - (1) ヒアリングでの主な意見
 - (2) 今後の展開として望む意見のまとめ
- 4 アンケートからみる現状
 - (1) 市民アンケート調査結果について
 - (2) 施設アンケート調査結果について
- 5 本市における文化に関わる現状と今後重点的に取り組む課題

- (1) 文化芸術に関する積極的な情報発信
- (2) ライフステージに応じた文化政策の展開
- (3) 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策
- (4) 芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 今後5年間の文化政策の方向性（ビジョン）
- 2 文化政策の展開の基本的な考え方と重点取組項目
- 3 施策の体系

第4章 全てのライフステージに文化が行き届く文化政策の推進

- (1) 誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり
- (2) 文化活動を通じた地域のつながりづくり
- (3) ユニバーサル社会づくりを目指した生涯学習活動の振興
- (4) 文化ゾーンの活性化，各種施設の有効活用
- (5) 文化芸術を行う団体への支援
- (6) 文化に関する情報発信の強化

第5章 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策の推進

- (1) 豊かな情操を育む体験活動の推進
- (2) 地域社会とのつながりによる文化体験
- (3) 親子に向けた積極的な情報発信

第6章 芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり

- (1) 暮らしに根ざした文化交流のまちづくり
- (2) 芦屋らしい良好な住まい・景観づくり
- (3) 読書のまちづくりの推進
- (4) 文化を通じたまちの魅力の一体的な発信

計画の評価・指標

■国立市文化芸術推進基本計画（2019）

第1章 計画の概要

- 1-I 策定の背景
- 1-II 策定の目的
- 1-III 計画の位置づけ
- 1-IV 計画期間

第2章 国立市文化芸術条例の解説【計画の方向性】

- 2-I 国立市文化芸術条例の解説に関する現状と課題

第3章 国立市の文化芸術に関する現状と課題

- 3-I 文化芸術環境
- 3-II 文化芸術団体
- 3-III 歴史・文化遺産
- 3-IV 市民ニーズの把握

第4章 具体的な施策の展開

- 4-I 施策の体系及び推進の考え方
- 4-II 基本理念1：文化と芸術に関する活動に携わる者の自主性と創造性を尊重し、その積極的な活動の支援を図ること
- 4-III 基本理念2：特色ある文化芸術活動により、まちの魅力を高め、市民生活を活気あるものとし、にぎわいの溢れるまちとすること
- 4-IV 基本理念3：文化芸術活動を担う市内外の様々な主体が連携し、及び協働し、文化と芸術を通じた人々の交流を促進することにより、開かれたまちとすること

- 4-V 基本理念4：文化や芸術を楽しみ大切にする気持ちと、新たに価値をつくり出す喜びを育む環境を整え、次世代に継承すること

第5章 計画の推進体制

5-I 計画の推進体制

■草津市文化振興計画（2018）

第1章 はじめに

1. 背景・目的
2. 計画期間
3. 位置づけ

第2章 本市を取り巻く文化振興の現状

1. 社会動向
2. 本市の文化的資産等の実態
3. 市民の文化に対する意識
4. 文化団体の文化に対する意識

第3章 本市文化振興の課題

1. ライフステージに応じた文化活動への参加
2. 文化活動の推進に向けた効果的な施設利用
3. 文化をツールとしたまちづくりの推進
4. 文化振興を通じた市民のシビック・プライドの醸成
5. 協働によるオール草津での文化のまちづくり

第4章 基本方向と目標

1. 基本方向
2. 目標

第5章 基本施策・事業

1. 協働による文化活動の推進
2. 文化施設の活用および充実
3. 情報の収集および発信の充実
4. 文化活動を担う人材の育成および活用
5. 子どもおよび若者の文化活動の充実
6. 高齢者、障害者等の文化活動の充実
7. 学校等における文化活動の充実
8. 文化によるまちづくりの推進
9. 文化を通じた出会いおよび交流の創出
10. 文化的資産の継承および活用

第6章 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクト①次世代文化体験プロジェクト
2. 重点プロジェクト②13万人の文化プロジェクト
3. 重点プロジェクト③ふるさと草津の心プロジェクト

第7章 推進に向けて

1. 各主体の役割
2. 推進体制

■明石市文化芸術創生基本計画（2020）

はじめに

前文

第1章 基本計画策定にあたっての考え方

- 1 策定に至る経緯
- 2 策定の目的
- 3 位置づけ
- 4 計画期間と進捗状況の評価・検証
- 5 目指す姿

第2章 基本理念、基本施策

第3章 明石市における文化芸術の現状と課題

- 1 文化芸術活動の現状
- 2 文化芸術を取り巻く課題

第4章 文化芸術振興施策の展開方針

I 親しむ

- 展開方針 (1) 文化芸術に触れ親しむ機会の提供
- 展開方針 (2) 参加・発表機会の充実

II つながる

- 展開方針 (3) コーディネート機能の充実
- 展開方針 (4) 他分野との連携と応用
- 展開方針 (5) 文化交流の推進

III 活かす

- 展開方針 (6) 伝統文化の継承と発展
- 展開方針 (7) 文化資源の再発見と活用
- 展開方針 (8) 文化芸術活動を行なう場の充実・活用

IV 育む

- 展開方針 (9) 次世代育成への取り組み
- 展開方針 (10) 創造活動の促進 V 伝える
- 展開方針 (11) 収集・発信第5章推進体制